様式第2号（第7条関係）

パートナーシップ宣誓証明書

|  |  |
| --- | --- |
| 様 | 様 |
| （　　 　年　　　月　　　日生） | （　　 　年　　　月　　　日生） |

ここにおふたりが、丸亀市パートナーシップの宣誓等の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。



　これからおふたりが互いに支えあい歩まれる人生のご多幸をお祈りいたします。

丸亀市は、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会をめざし、取組を続けていきます。

今後とも、おふたりが自分らしく活躍されることを期待いたします。

年　　　月　　　日

　　　　　　　　丸亀市長

【注意事項】

１　この宣誓証明書は、丸亀市パートナーシップの宣誓等の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。

２　宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること。

1. 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
2. 一方又は双方が市外へ転出したとき。
3. その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。ただし、一方が死亡し、他の一方が返還を希望しない場合は、この限りでない。

３　上記２（１）から（３）までのいずれかに該当したときには、この宣誓証明書及び宣誓証明カードを市長に返還すること。

【通称名を使用した宣誓について】

　　以下に戸籍上の名前を記載します。

通称名：　　　　　　　　　　　（戸籍上の氏名）

通称名：　　　　　　　　　　　（戸籍上の氏名）

【特記事項】

　この宣誓証明書により法律上の効力が生じるものではありませんが、丸亀市は、パートナーシップの宣誓をした2人の関係を、可能な限り婚姻と同様のパートナーと認めることでお二人に寄り添うとともに、多様性を認め合うまちの実現を目指す市の姿勢を示し、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指しています。

　この宣誓証明書の提示を受けた市民や事業者の皆さまには、上記の趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。